

第 5 1 回

前橋市都市計画審議会議案

目 次

- 1 第1号議案 前橋都市計画道路（3・4・46号赤城山線ほか1路線）の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（2号案件）
- 2 第2号議案 前橋市立地適正化計画（都市機能誘導区域）について・・・・・・・・・・ 5
（3号案件）

- | |
|--|
| <p>1号案件：都市計画法第19条第1項の規定により、前橋市が定める都市計
（付議案件） 画に関する議案（前橋市決定）</p> <p>2号案件：都市計画法第18条第1項の規定により、群馬県が前橋市に意見
（諮問案件） を聴き、定める都市計画に関する議案（群馬県決定）</p> <p>3号案件：都市計画法以外の法令により、都市計画審議会の議を経ること等
（付議案件） を求められている性質の議案（建築基準法第51条ただし書きに
（諮問案件） よる敷地位置指定等）</p> <p>4号案件：法令に定めはないが、本市の都市計画を行う上で、市長が都市計
（諮問案件） 画審議会の意見を聴くことが必要と判断して提出する議案</p> <p>5号案件：都市計画法第21条の5第2項の規定により、計画提案の素案に
（諮問案件） ついて都市計画審議会に意見を聴く必要がある議案</p> |
|--|

※付議案件：都市計画法及び他の法令によりその権限に属された事項（議決を要するもの）の調査審議を行うもの

※諮問案件：他の法令によりその権限に属された事項（審議を要するもの）及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行うもの



諮問第1号

前橋市都市計画審議会 様

前橋都市計画道路（3・4・46号赤城山線ほか1路線）の変更について

前橋都市計画道路（3・4・46号赤城山線ほか1路線）の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

平成29年10月25日

前橋市長 山 本



第1号議案

前橋都市計画道路（3・4・46号赤城山線ほか1路線）の変更について（諮問）

諮問第1号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の意見を求めます。

平成29年11月21日

前橋市都市計画審議会会長

前橋都市計画道路の変更(群馬県決定・案)

都市計画道路中3・5・46号赤城山線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車の線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・46	赤城山線	前橋市城東町三丁目	前橋市上細井町字上町	前橋市若宮町三丁目	約3,930m	地表式	2車線	17.0m	幹線街路上武道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所	
	3・4・31	三俣下小出線	前橋市三俣町三丁目	前橋市上小出町三丁目	前橋市北代田町字北	約2,820m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差6箇所	

「変更区域および構造は計画図表示のとおり」

理由

前橋都市計画道路3・4・46号赤城山線は、前橋市市街地中心から都市計画道路3・2・73号上武道路(国道17号)とを結ぶ幹線街路で、郊外から市街地への安全で円滑なアクセスを担うべき道路として位置付けられている。

今回、北代田橋北から主要地方道前橋西久保線間の事業化に向けて、交通需要及び周辺地域の状況を勘案し、渋滞緩和と安全な交通を確保するため、右折車線の設置とともに横断構成及び名称を変更するものである。

また、3・4・31号三俣下小出線は、赤城山線との交差点部の形状を変更する。

都市計画道路新旧対照表

(変更前)

種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・46	赤城山線	前橋市城東町三丁目	前橋市上細井町字上町	前橋市若宮町三丁目	約3,930m	地表式	2車線	15.0m	幹線街路上武道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所	
幹線街路	3・4・31	三俣下小出線	前橋市三俣町三丁目	前橋市上小出町三丁目	前橋市北代田町字北	約2,820m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差6箇所	

(変更後)

種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・46	赤城山線	前橋市城東町三丁目	前橋市上細井町字上町	前橋市若宮町三丁目	約3,930m	地表式	2車線	17.0m	幹線街路上武道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所	
幹線街路	3・4・31	三俣下小出線	前橋市三俣町三丁目	前橋市上小出町三丁目	前橋市北代田町字北	約2,820m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差6箇所	



諮問第2号

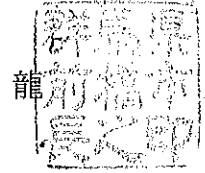
前橋市都市計画審議会 様

前橋市立地適正化計画（都市機能誘導区域）について

前橋市立地適正化計画（都市機能誘導区域）について、都市再生特別措置法第81条第14項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

平成29年10月25日

前橋市長 山 本



第2号議案

前橋市立地適正化計画（都市機能誘導区域）について（諮問）

諮問第2号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の意見を求めます。

平成29年11月21日

前橋市都市計画審議会会長